

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会 非常勤職員（こども支援課事務員）募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員（こども支援課事務員）を募集します。

1 受付期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月13日（金）まで

2 募集職種等

職 種	採用予定数	応募資格
非常勤職員 （こども支援課事務員）	1名	<ul style="list-style-type: none">・ 日本国内に住所を有する・ 普通自動車免許（AT限定可）を有する・ 基本的なパソコン（WordやExcel等）操作ができる ※ 放課後児童支援員、保育士、社会福祉士、幼稚園・小中高등학교教員免許、養護教諭、栄養教諭のいずれかの資格を有する方は、採用優遇します。

※ 次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・ 被後見人及び被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方
- ・ 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 応募方法等

（1）応募方法

市販の履歴書（顔写真添付）に必要事項を記入し、持参又は郵送で社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会こども支援課に提出してください。

なお、受付時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までです。

（2）履歴書の作成に当たっての注意事項

- ・ 記載は、全て黒ボールペンを用いてください。
- ・ 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ・ 過去3か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に撮影年月日及び氏名を記入）を貼付してください。
- ・ 履歴書を郵送で提出する場合は、簡易書留等の確実な方法をとってください。
- ・ 記載事項に不正がある場合は、採用資格を失うことがあります。

4 勤務地及び業務（内容変更の範囲：なし）

（1）勤務地

柏崎市総合福祉センター（柏崎市豊町3番59号）

（2）業務内容

こども支援課における労務管理業務等の事務補助

5 雇用期間等

- (1) 雇用期間
採用日から令和9年3月31日まで
※ 採用日については、応募者と相談の上決定します。
- (2) 勤務時間
午前9時30分から午後5時30分までのうち、6時間
※ 始業・終業時間は、応募者と相談の上決定します。
- (3) 週休日
土曜日
- (4) 休日
日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日
- (5) 給料（時間給）
1,050円
- (6) 手当
扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、処遇改善手当
※ 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則に準じます。
- (7) 休暇
特別休暇及び年次有給休暇
※ 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則に準じます。
- (8) 社会保険
健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

6 試験日時等

- (1) 試験日時
令和8年3月17日（火）
※ 時間については、履歴書受理後に応募者と相談の上決定します。
- (2) 試験会場
柏崎市総合福祉センター（柏崎市豊町3番59号）
- (3) 選考方法
面接試験

7 合格者の決定及び採用日

試験の合否については、試験日からおおむね10日以内に郵送でお知らせします。

8 照会等

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会子ども支援課（担当：赤澤）
〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内
電話（0257）22-1411